

補助金シート（令和7年度）

		所属	健康課
補助金名称	不育症治療費助成金		
根拠法令	生駒市不育症治療費助成事業実施要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症の治療に係る経費については助成事業がなく、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。 子どもを望む夫婦の希望の実現を図ることを目的に不育症の検査及び不育症治療に係る費用の助成を行う。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	次に掲げる全ての要件を満たす者 (1)治療期間中及び申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。 (2)治療期間中及び申請日において、夫婦のうちいずれかが、本市に住民登録を有する者であること。 (3)治療期間中及び申請日において、夫婦のいずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること。 (4)申請日の前々月の月末において、夫婦のいずれもが、本市に納付すべき税を滞納していないこと。 (5)治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	不育症の検査及び治療を受けた者に対し、予算の範囲内においてそれらに要した費用の一部を助成する		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	産婦人科等を標ぼうする日本国内の医療機関において不育症又は不育症の可能性があると診断された者が、当該医療機関において受ける検査及び治療に係る費用		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	一治療期間ごとに助成の対象となる費用（高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該合計額から当該給付額等を控除した額。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を150,000円とする。	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由		
	補助限度額	150,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	設定できない	
	終期設定の根拠	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症の治療に係る経費については助成事業がなく、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。子どもを望む夫婦の希望の実現を図るために、国の動向等に応じながら、費用自体を助成し経済的支援をすることが継続的に必要と考えられるため。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
不育症治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加を図る。
R6年度の実績
3月末現在、2件の申請があり、助成額は223,000円（1件あたりの平均助成額は111,500円、妊娠成功率は100%）

3 執行状況

(千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	1,350	1,350	223	1,200	501	41.8%	720	415	57.6%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	1,350	1,350	223	1,200	501		720	415	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
不育治療の経済的負担の軽減を図ることで、次世代育成支援の一環となっていると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は、約4.4組に1組ともいわれている。ただ、不育症の治療に係る経費については助成事業がなく、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。不育治療に要する費用を助成する本事業は社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市としても取り組んでいる少子化対策の一環になっていると考えられるため。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症の治療に係る経費については助成事業がなく、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。不育症治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため。	

② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など）		A ない	
（上記のように評価した具体的理由）			
不育症治療のためには、高額な医療費がかかるため、まずその費用自体を助成し経済的支援をすることが必要と考えられるため。			
(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
令和4～6年度の不育症治療費助成事業の申請者の出生率は約100%であったことを踏まえると、本事業による補助金の交付の効果が認められると考えられるため。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
（適合しない場合はその理由）			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		×	医療機関の証明を添付
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	

(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、不育症の治療に係る経費については助成事業がなく、子どもを望んでいるが、なかなか出産に至らない夫婦にとって経済的負担が大きくなっている。子どもを望む夫婦の希望の実現を図るために、国の動向等に応じながら、費用自体を助成し経済的支援をすることが継続的に必要と考えられるため。

補助金シート（令和7年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	妊婦一般健康診査等補助金
根拠法令	生駒市妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査（1か月児）事業の実施及び費用助成要綱 生駒市新生児聴覚検査事業の実施及び費用助成要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	母子保健法第13条の規定に基づく妊産婦及び乳児（1か月児）に対する健康診査が適切に実施されるよう、その費用に対して助成を行うことにより、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助等を行い、妊産婦及び乳児の健康管理及び母子保健の増進を図ることを目的とする。また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、新生児聴覚検査を実施し、その検査に要する費用を助成することで、新生児等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図ることを目的とする。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	・市の住民基本台帳に記録されている妊産婦又は乳児 ・聴覚検査の未受検者であって、その受検する日において次のいずれかに該当する乳児の母親のうち、本市の住民基本台帳に記録されているもの (1)本市の住民基本台帳に記録されている生後60日に達するまでの間にある者（住民基本台帳への記録がされるまでの間にある者を含む。） (2)本市の住民基本台帳に記録されていない、生後60日に達するまでの間にある者であって、市に居住している実態を確認することができたもの	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊産婦及び乳児（1か月児）に対する一般健康診査、新生児聴覚検査	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査（1か月児）、新生児聴覚検査に要する費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	妊婦健康診査：110,000円 産婦健康診査：10,000円 乳児健康診査（1か月児）：5,000円 新生児聴覚検査：6,000円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	妊産婦健診等は一般的に保険適用外であり、高い自己負担率を軽減するものであるため
	補助限度額	上記補助単価は補助券を交付しており、1度の健診に使用できる補助券の枚数は券種により制限されているが、補助上限としては、健診費用と補助券額を比較して小さい方の額
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	妊婦一般健康診査等の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。また、産後における健診についても同様のことがいえる。妊娠は継続的なものではなく、かつ、一人当たり複数回妊娠する可能性もあることから、その都度この目的を達成するために費用補助をする必要があることから継続と判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
費用助成を行うことにより、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助等を行い、妊産婦及び乳児の健康管理及び母子保健の増進を図る。
R6年度の実績
2,032,681円

3 執行状況 (千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	3,238	2,690	2,033	2,523	2,522	100.0%	2,116	1,433	67.7%
国・県補助金	250	195	245	158	81				
その他特定財源									
一般財源	2,988	2,495	1,788	2,365	2,441		2,116	1,433	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
補助金を交付することで、母子保健法第13条の規定に基づく妊産婦及び乳児（1か月児）に対する健康診査、また、新生児聴覚検査が適切に実施され、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助を行い、母性の健康維持及び健康増進を図れていると判断したため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
産後うつや虐待との問題が生じている現在において、その対策として妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目ない支援ができる環境づくりが急務となっている。妊婦一般健康診査等を受診しやすい環境整備を行うことが切れ目ない支援づくりの一助となっているため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
妊婦一般健康診査等の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など）	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
妊婦健診等を実施する日本国内の医療機関すべてに委託することができないため、代替え策はない。	

(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
具体的な数値はないが、妊婦一般健康診査費等補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児、また新生児、乳児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	妊婦一般健康診査の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。また、産後における健診についても同様のことがいえる。妊娠は継続的なものではなく、かつ、一人当たり複数回妊娠する可能性もあることから、その都度この目的を達成するために費用補助をする必要があることから継続と判断する。

補助金シート（令和7年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	生駒市妊娠判定受診料補助金
根拠法令	生駒市妊娠判定受診料補助事業実施要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	妊娠についての正しい理解を深め、母体や胎児の健康の保持及び増進を図るうえで、妊婦健康診査は非常に重要である。妊娠に関する経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図ることを目的として、妊娠判定受診料の公費負担を行う。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	妊娠判定受診日に生駒市民であり、世帯の構成員（対象者本人及び対象者と扶養義務関係がある者に限る。）の当該年度の市民税（当該年度の市民税が確定していない場合は、前年度の市民税）が非課税である世帯に属する女性。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	初回の産科受診料の費用の助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	妊娠判定で受診した診察、尿検査及び超音波検査の費用 (ただし、超音波検査については医療機関が必要と判断して実施した場合に限る)	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	妊娠判定に関し各医療機関が定める額とする。ただし、1回あたりの公費負担額の上限は7,000円。同一対象者に対する妊娠判定の公費負担回数は、1年度2回まで。ただし、1回目の妊娠判定検査によっても妊娠が判明せず2回目の申請があった場合は、対象者に妊娠に関する情報提供、指導を行う。
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	妊娠判定検査は保険適用外となり、高い自己負担率を軽減するものであるため
	補助限度額	1回あたり7,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	妊娠初期からの支援体制を確保するものであり、終期を設定できるものではない

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
妊娠に関する経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図る。
R6年度の実績
5件 22,500円

3 執行状況 (千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	42	23	23	14	10	71.4%	14	0	0.0%
国・県補助金	21	11	11	7	5		0	0	
その他特定財源									
一般財源	21	12	12	7	5		14	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
妊娠に関する経済的負担の軽減を図ることで、次世代育成支援の一環となっていると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
健やかな妊娠・出産を迎えるためには妊娠初期から定期的に妊婦健診を受診することが重要である。経済的な理由で受診を控えている方を対象に、妊娠判定に要する費用を助成する本事業は、少子化が進む現在の社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市としても取り組んでいる少子化対策の一環になっていると考えられるため。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
妊娠判定に係る経費については助成事業が他になく、経済的な理由で受診を控える夫婦も少なくない現状がある。妊娠を確認する初回の受診料を市が関与して助成することで、妊娠初期からの支援体制を確保することが出来るため、継続する必要がある。令和5年4月から国の補助が開始したが、直接補助ではなく、間接補助であるため、市の関与は今後も必要である。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	C ある
(上記のように評価した具体的理由)	
当補助金は現在、申請時点で既に妊娠判定を受診済である者には申請者に補助金を、未受診の者については、受診券を交付し、委託医療機関に支払いを行っている。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
具体的な数値はないが、初回の産科受診の費用助成を行うことで、受診控えが少なくなり、妊娠初期から子育てまでの切れ目のない支援につながると考えられるため	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていないか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方角性

方角性	判断理由
①現状維持	妊娠判定に係る経費については助成事業が他になく、経済的な理由で受診を控える夫婦も少なくない現状がある。妊娠を確認する初回の受診料を市が関与して助成することで、妊娠初期からの支援体制を確保することが出来るため、継続する必要がある。令和5年4月から国の補助が開始したが、直接補助ではなく、間接補助であるため、市の関与は今後も必要である。

補助金シート（令和7年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	生駒市アピアランスケア支援事業補助金
根拠法令	生駒市がん患者のアピアランスケア支援事業実施要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	がん患者のがん治療に伴う外見の変化を補い心理的、経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見の変貌を補完する補整具の購入した者。(全年齢対象)	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費に対する助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	医療用ウィッグまたは乳房補整具の購入費	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	1/2
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	補整具(ウィッグ又は乳房補整具)1種類につき上限20,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和9年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	助成件数（累計）	件	250	R11
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①	60	50	50	50	50	50
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
R6年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算 見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	1,000	1,020	1,020	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	500	510	510						
その他特定財源									
一般財源	500	510	510						

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
がん治療に伴う外見の変化を補い心理的、経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図ることができる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
公的医療保険や医療費控除の対象とならないため、経済的負担の軽減を行うことができる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
県内各市町村でも助成を実施しており、当市で実施することについても基本的方針に合致する。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
NP0法人などの団体が共助の取り組みを行っているが、すべての自治体にその団体が存在するわけではなく、またそのような団体の補助を行う資金源も寄附等に頼っており全国の市民を賄うほどの資金力はない。そのため市で補助金を交付することにより市民でがんの治療により苦しんでいる方の心理的、経済的負担軽減を図ることができる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
医療用ウィッグや乳房補整具については、個々人の身体的な特徴に合わせた対応が必要であるため、現物を直接給付するなどでは目的を果たすことができない可能性が高い。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
医療用ウィッグや乳房補整具については、公的医療保険や医療費控除の対象とならないため、全額自己負担となっており、補助を実施することにより経済的負担の軽減を行うことができる。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費に対する助成であり申請時点で、補助対象者、対象経費を確認するため
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
		有料施設等の使用料補助を行っている			
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
②拡大	昨年度は想定を超える件数の申込があったため、予算規模を広げ（補助内容は変更せず）、助成対象者の拡大を図る。

補助金シート（令和7年度）

	所属	健康課
補助金名称	予防接種補助金	
根拠法令	生駒市予防接種補助金交付要綱	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	予防接種は原則居住地での接種であるが、保護者が里帰りをしている場合や被接種者が長期入院しているなど、通常の方法により定期接種を受けることが困難な場合に、予防接種を受ける機会を確保するという目的で導入された。（定期接種実施要領第1の21より）	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	平成9年4月1日付けで奈良県知事、奈良県市長会長、奈良県町村会長、奈良県医師会長との間に交わした「覚書」で規定する接種制度（1次接種、2次接種、慢性疾患1次接種）が利用できない場合で、かつ、次に掲げる理由により予防接種を受けた市民 (1) 小児の定期予防接種については、市内にかかりつけ医がない場合。 (2) 市外の医療機関に入院し、又は市外の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に入所している場合。 (3) 介護保険認定者が市外の家族宅で療養している場合。 (4) 市外で里帰り出産をした場合。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	予防接種法の規定に基づき実施される予防接種を受けた者に対し、接種に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するもの	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	予防接種法の規定に基づき実施される予防接種に要する経費	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	補助対象者が負担した予防接種費用
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	予防接種法の規定に基づき実施される予防接種であるため
	補助限度額	当該年度に委託先と契約及び覚書で締結した予防接種単価。ただしB類疾病の定期予防接種（高齢者肺炎球菌・带状疱疹・インフルエンザ・新型コロナ）については接種単価から個人負担金を引いた額
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	予防接種費用が高額なものもあり、やむを得ず市内指定医療機関では接種できない方に対する費用の補助である。予防接種は個人予防や集団防御の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民に接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。対象者によって県外医療機関での接種が一時的なものであったり、その半面期間が未定であったりするため、補助を継続する必要があると判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
補助金を交付することで、市内医療機関で接種できない方にも定期接種を受ける機会を確保することを図る。
R6年度の実績
3月末現在、小児接種77件の申請、助成額は1,482,000円。高齢者接種（インフルエンザ・新型コロナ）272件の申請、助成額は1,392,000円。

3 執行状況

(千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	4,074	3,772	3,101	2,748	1,970	71.7%	2,396	1,013	42.3%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	4,074	3,772	3,101	2,748	1,970		2,396	1,013	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
予防接種費用は高額なものもあり、やむを得ず市内指定医療機関では接種できない方への費用の補助であるため福祉向上の増進につながっているといえる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民が接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
安全で、安心して健康に暮らせるまちという取り組みの中で、やむを得ず県外で生活している方に保障や費用面においても安心して予防接種が受けられる体制を整備することは合致しているといえる。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
定期予防接種の実施主体は市町村であるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
平成9年4月1日付けで奈良県知事、奈良県市長会長、奈良県町村会長、奈良県医師会長との間に交わした「覚書」で規定する接種制度(県内乗り入れ制度)が利用できない県外医療機関での接種者を対象としている。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
毎年、一定数の申請件数を維持しており、高い接種率を維持できている。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	予防接種費用は高額なものもあり、やむを得ず市内指定医療機関では接種できない方への費用の補助である。予防接種は個人予防や集団防衛の観点から必要不可欠なものであり、接種する意思のある市民が接種しやすい環境を整えることはニーズに適合していると考えられる。対象者によって県外医療機関での接種が一時的なものであったり、期間が未定であったりするため、補助を継続する必要があると判断する。

補助金シート（令和7年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	一般不妊治療費助成金
根拠法令	生駒市一般不妊治療費助成事業実施要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。平成28年度からは不育症治療費助成制度を実施しているが、妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できる。子どもを望む夫婦の希望の実現を図ることを目的に不妊症の検査及び一般不妊治療に係る費用の助成を行う。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	以下要件を全て満たす者 ・治療期間中及び申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） ・治療期間中及び申請日において、夫婦のうちいずれかが、本市に住民登録を有する者であること。 ・治療期間中及び申請日において、夫婦のいずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること。 ・申請日の前々月の月末において、夫婦のいずれもが、本市に納付すべき市税を滞納していないこと ・治療開始日における妻の年齢が、43歳未満であること。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を予算の範囲内において助成	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	産婦人科又は泌尿器科を標榜する日本国内の医療機関において不妊症と診断された者が、当該医療機関において受ける不妊検査及び不妊治療（男性不妊を含む）に係る費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	医療保険の適用を受ける診療に係る本人負担分の費用の額及び医療保険の適用を受けない診療に係る費用の額の夫婦の合計額（高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該合計額から当該給付額等を控除した額。）の2分の1の額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	50,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
補助金の終期	終期設定の根拠	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため、継続が必要と判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
一般不妊治療費を助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加を図る。
R6年度の実績
3月末現在、86件の申請があり、助成額は2,222,000円（1件あたりの平均助成額は25,837円、妊娠成功率は44.2%）

3 執行状況 (千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	4,500	6,000	2,222	7,360	2,044	27.8%	3,950	3,053	77.3%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	4,500	6,000	2,222	7,360	2,044		3,950	3,053	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
不妊治療の経済的負担の軽減を図ることで、次世代育成支援の一環となっていると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は、約4.4組に1組ともいわれており、実際に不妊治療を受ける夫婦も年々増加している。高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成する本事業は社会情勢や市民ニーズに適合していると考えられるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市としても取り組んでいる少子化対策の一環になっていると考えられるため。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されているものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
不妊治療のためには、高額な医療費がかかるため、まずその費用自体を助成し経済的支援をすることが必要と考えられるため。	

(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
一般不妊治療費助成事業の申請者のうち妊娠成立した件数が毎年平均約30%あることを踏まえると、本事業による補助金の交付の効果が認められると考えられるため。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		×	医療機関の証明を添付
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	現在、不妊治療を経験されている夫婦の割合は約4.4組に1組と言われており、不妊治療にかかる費用は令和4年度から保険適用されてはいるものの、治療にかかる経済的な負担も大きく治療をあきらめざるをえない夫婦も少なくない現状がある。妊娠にまで至らない人への一般不妊治療費を市が関与して助成することで、妊娠出産を実現できる夫婦の増加が期待できると考えられるため、継続が必要と判断する。

補助金シート（令和7年度）

	所属	健康課
補助金名称	生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金	
根拠法令	生駒市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	骨髓ドナーに対し助成金を交付することにより、通院等に伴う経済的負担の軽減を図り、もって骨髓等の移植を推進することを目的とする	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	次のいずれにも該当する者（1）骨髓バンクを介して骨髓等の提供を完了した者（2）髄等を提供した日において、住基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住基本台帳に記録されている者	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	健康診断、自己血貯血のための通院、骨髓等の採取のための入院の日数、その他骨髓バンク・医療機関が必要と認める通院・入院	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	健康診断、自己血貯血のための通院、骨髓等の採取のための入院の日数、その他骨髓バンク・医療機関が必要と認める通院・入院	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	2万円に上記補助対象経費の日数の総数を乗じて得た額とし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	患者負担額は数万円から30万円程度と言われているが、採取施設や入院日数によって異なるため、上記補助額となる
	補助限度額	140,000円
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	令和10年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	補助金申請数（累計）	件	10	11
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①	2	2	2	2	2	2
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
R6年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算 見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	280	280	240	280	140	50.0%	280	0	0.0%
国・県補助金	140	140	120	140	70		140	0	
その他特定財源									
一般財源	140	140	120	140	70		140	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄移植ドナーに対して助成金を交付することにより、通院等に伴う経済的な負担の軽減を図ることで、骨髄等の移植の推進につながると考えられるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄バンクに登録して骨髄移植を行う場合、骨髄を提供するための入院の前段階での通院・自己血貯血や検査・骨髄移植のための入院に1週間程度必要になる。しかし、全国的にも移植のための特別休暇を整備している事業所は少なく、複数日休暇を取ることのハードルは高い状況下において、助成による経済的な負担の軽減は社会情勢・ニーズに適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
県内各市町村でも助成を実施しており、当市で実施することについても基本的方針に合致する。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄移植のための特別休暇を整備している会社、事業所が未だ少ない現状、助成という形で市が関与することにより、骨髄の移植の障壁を取り除くことにつながると考えられるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
骨髄移植のための特別休暇を整備している会社、事業所が未だ少ない現状、助成という形で市が関与し、骨髄移植ドナーの経済的負担の軽減を図ることが、骨髄移植の推進につながると考えられるため。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
経済的、心理的負担を軽減することにより、骨髄等の提供者の増加に資する	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○
再交付先の名称、件数等	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
	その他 (ある場合は右欄に内容を記入)				
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	骨髄バンクに登録して骨髄移植を行う場合、骨髄を提供するための入院の前段階での通院・自己貯血や検査・骨髄移植のための入院に1週間程度必要になる。しかし、全国的にも移植のための特別休暇を整備している事業所は少なく、複数日休暇を取ることのハードルが高い状況下において、助成による経済的な負担の軽減を図ることにより、骨髄移植を推進する必要があるため。

補助金シート（令和7年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	食品衛生協会等補助金
根拠法令	生駒市食品衛生団体等補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする活動を行う団体等に対して、当該事業に要する経費について補助金を交付し、公衆衛生の向上及び増進を図るため	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	所在地及び主たる活動場所が生駒市内である市民活動団体、NPO法人、任意団体等の団体で、補助事業の実施を主たる目的とするもの	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	食品衛生思想の普及啓発に関する事業、食品衛生講習会の開催に関する事業、食品衛生指導員等による巡回指導に関する事業、食品関係営業施設従事者の保菌検査の奨励に関する事業、その他食品衛生の向上及び増進を図るため市長が適当と認める事業	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	食品衛生思想の普及啓発に関する事業、食品衛生講習会の開催に関する事業、食品衛生指導員等による巡回指導に関する事業、食品関係営業施設従事者の保菌検査の奨励に関する事業、その他食品衛生の向上及び増進を図るため市長が適当と認める事業に係る費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	1 団体につき270,000円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	対象事業は定められているが、運営費補助の要素が強いため
補助金の終期	補助限度額	270,000円
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
補助金の終期	終期	令和10年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
上記補助対象事業が適正に実施され、公衆衛生の向上及び増進が図られること。
R6年度の実績
1 件、1 団体に115,000円交付

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	270	270	115	270	192	71.1%	270	180	66.7%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	270	270	115	270	192		270	180	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。

A つながっている

(上記のように評価した具体的理由)

食品衛生指導員の資格を有する会員を中心に、食中毒広報活動や食品施設巡回指導等を通じて広く食中毒予防を呼びかけ、食中毒予防講習会、食品衛生講習会などに取り組むことで、食中毒を含む食品事故の防止に努めているため。

② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。

A 適合している

(上記のように評価した具体的理由)

食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の義務づけや、健康増進法改正に伴う望まない受動喫煙の防止への取組等、社会情勢の変遷に対応した取り組みの強化を行うことで、市民の安全につながる活動を行っているため。

③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

A 合致している

(上記のように評価した具体的理由)

令和6年度までの第3期食育推進計画、令和7年度から6年間を計画期間とする第4期食育推進計画を策定し、食育を推進するための様々な施策を展開しており、市の政策方針とも合致する。

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。

A 大いにある

(上記のように評価した具体的理由)

食品衛生協会の活動は、食中毒予防や受動喫煙対策等、食品衛生の向上のための活動であり、市民の健康を守るものであることから市の関与も必要であると考えられる。

② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など）

A ない

(上記のように評価した具体的理由)

食品関係営業の全業種を包摂する食品衛生におけるの唯一の指導団体であり、代替策はないと考えられる。

(3) 補助の効果（成果）

① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。

B 一定程度認められる

② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。

B 一定程度期待できる

上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）

奈良県内における食中毒の発生件数は過去5年間（R2～R6年度）で計12件発生しているが、生駒市内においては発生しておらず、同協会の活動による食中毒予防の活動に対して、効果が認められる。

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。

A 目的どおりである

(適合しない場合はその理由)

② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。

○

↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載

再交付先の名称、件数等

再交付の金額、内容

再交付を行っている理由

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先	食品衛生協会 生駒支部	(2) 団体等の構成人数	323 人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称	(1)に同じ				
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他（ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額	1,145	971	755	726	1,014
歳入決算総額	1,145	971	755	726	1,014
うち前年度繰越金	542	248	257	86	134
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由			
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	会員からの会費の確保、また経費削減に取り組んでいる。			
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。	○	監査委員により適正に監査がなされている。			
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	○	経費の領収書が提出され、対象・対象外の確認が明確にとれる。			

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	食品衛生協会は、食品関係営業の全業種を包摂する食品衛生においての唯一の指導団体である。同協会の活動は、食中毒予防や受動喫煙対策等、食品衛生の向上のための活動であり、市民の健康を守るものであることから市の関与も必要である。また、上記の活動を行うことで、公衆衛生の向上及び増進を図るため継続して行う必要があることから継続が必要と判断する。

補助金シート（令和7年度）

	所属	健康課
補助金名称	生駒市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金	
根拠法令	生駒市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	若年者の末期がんの患者が、住み慣れた自宅で、最後まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	①40歳未満の生駒市民②一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態にいたった（がん末期）と医師に診断され、在宅生活への支援・介護を必要とする③他の制度で同等の助成や給付を受けていない 上記①～③の全てに該当する者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	訪問介護に相当するサービス、訪問入浴介護に相当するサービス、福祉用具貸与に相当するサービス、特定福祉用具販売に相当するサービス	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	9/10
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	介護保険が適用される40歳以上の方の介護サービスの自己負担割合は、原則1割負担であり、それと同等の補助率。
	補助限度額	54,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	40歳未満の末期がん患者が在宅療養する場合は、公的な助成制度がない。制度を設けることで患者本人だけでなく、家族の皆さんの負担軽減も図ることができるため、市が継続的に関与する必要があると判断する。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
支援を行うことで患者本人だけでなく、家族の方の負担軽減も図る
R6年度の実績
なし

3 執行状況

(千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算 見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	720	720	0	162	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	720	720	0	162					

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている	
(上記のように評価した具体的理由)		
家族の経済的な負担を考慮して在宅療養を避けるケースもあるため、制度を設けることで患者本人だけでなく、家族の皆さんの負担軽減も図ることができる。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している	
(上記のように評価した具体的理由)		
40歳未満は公的な助成制度がないため、経済的負担の軽減を行うことができる。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している	
(上記のように評価した具体的理由)		
人間らしく最期を迎えることを支えるための医療やケアを支援するものであり、人権を尊重するという面で基本方針に合致する。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある	
(上記のように評価した具体的理由)		
40歳以上の末期がん患者が在宅療養する場合は介護保険制度が利用できるが、40歳未満は公的な助成制度がない。家族の経済的な負担を考慮して在宅療養を避けるケースもあるため、制度を設けることで患者本人だけでなく、家族の皆さんの負担軽減も図ることができるため、市が関与する必要があると考えられる。		
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない	
(上記のように評価した具体的理由)		
40歳未満の末期がん患者が在宅療養する場合の費用負担の軽減は、補助金の交付以外に手段がないため		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる	
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)		
40歳未満の在宅療養する場合の公的補助制度がないため、本人だけでなくご家族の負担の軽減が期待できるため		
(4) 補助内容の妥当性		
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)		
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額、内容		
再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	×	請求時に利用サービス、経費を確認するため
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	上限54,000円/月であるため

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人		
		うち臨時職員		人		
(3) 交付先の構成団体の名称						
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）						
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている		
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）				
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由						
(6) 補助金交付先の収支状況（千円）						
		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額						
歳入決算総額						
うち前年度繰越金						
積立金（R5年度末現在高）						
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。						
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。						
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。						

6 令和7年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	40歳未満の方が在宅療養する場合の費用負担の軽減は、本補助金の交付以外に代替手段がなく、制度を維持し、補助制度を継続実施することが妥当と判断するため。

補助金シート（令和7年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	乳幼児健康診査助成金
根拠法令	生駒市委託外医療機関乳幼児健康診査補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	乳幼児健診は市内医療機関と委託契約を行い実施している。里帰りや疾病等のやむを得ない事情で委託外の医療機関で乳幼児健診を受診した場合、自費での受診となるが、その費用を補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査結果の把握を行うことにより、必要な支援に繋げることを目的とする	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	乳幼児（受診の日において本市に住所を有する者に限る。）を養育する者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	委託外医療機関において受診した乳幼児健康診査	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	乳幼児健康診査にかかる受診料	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	受診に要した費用の額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	委託外医療機関での受診は、現在は任意での受診ととらえ、受診費用は保護者の全額負担となっており、高額となるため
	補助限度額	当該年度に本市が締結した乳幼児健康診査に係る委託契約に基づく委託単価の額
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和9年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の実効性を高めるため、実情に応じた見直しを実施するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
費用助成を行うことにより、指定医療機関で健診を受診できない対象者にも受診の機会を確保し、母子の健康の増進を図る。
R6年度の実績
0件

3 執行状況

(千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	169	1,745	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	169	1,745	0	(R6より開始)	-		-	-	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。

A つながっている

(上記のように評価した具体的理由)

委託外医療機関での乳幼児健康診査受診費用を補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査結果の把握がより確実なものとなり、必要な支援に繋げることが可能になるため、福祉向上と利益増進につながると考えられる。

② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。

A 適合している

(上記のように評価した具体的理由)

委託外医療機関で健康診査を受診した場合、現在は任意での受診ととらえ、受診費用は保護者の全額負担となっており、経済的な負担が生じているため、費用補助は経済的負担を減らすニーズに適合すると考えられる。

③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

A 合致している

(上記のように評価した具体的理由)

生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。

A 大いにある

(上記のように評価した具体的理由)

乳幼児健康診査の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。

② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など）

A ない

(上記のように評価した具体的理由)

乳幼児健康診査を実施する日本国内の医療機関すべてに委託することができないため、代替え策はない。

(3) 補助の効果（成果）

① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。

B 一定程度認められる

② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。

B 一定程度期待できる

上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）

実績は未だないが、補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図ることができると考えられるため。

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。

A 目的どおりである

(適合しない場合はその理由)

② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。

○

↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載

再交付先の名称、件数等

再交付の金額、内容

再交付を行っている理由

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	診査録
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	－	該当なし

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	委託外医療機関での乳幼児健康診査受診費用を補助することにより、市民の利便性向上と経済的負担の軽減を図るために必要であるため。

補助金シート（令和7年度）

所属	健康課
----	-----

補助金名称	産前産後家事支援サービス助成金
根拠法令	生駒市産前産後家事支援サービスの実施及び費用助成要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	核家族化が進み、サポートを受けることができない子育て世帯が増える中、家事支援サービスの利用を支援することにより、家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整える。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	次の項目の全てに該当する方 ・利用日時点で生駒市内に在住し、生駒市の住民基本台帳に登録されている者 ・妊婦又は1歳未満の子を養育している者（流産し、又は死産した場合を含む）（妊娠届を提出した日から子の1歳の誕生日の前日まで） ※ただし、上記項目にかかわらず、1歳未満の児童を養育している場合、既に同一世帯において当該児童に係るクーポン券の交付を受けた者があるときは、助成の対象外		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	調理、洗濯、掃除などの家事援助、調乳や着替えの準備、片付けなどの育児援助		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	20,000円を上限とし、助成対象者1人につき、券面の金額が1,000円のクーポン券を20枚配布。		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	助成対象者1人につき、1,000円のクーポン券を20枚配布	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	クーポン券を配布し、補助上限を設定しているため	
	補助限度額	20,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	設定していない	
	終期設定の根拠	令和7年度中に、こども家庭センターの業務と統合を検討するため	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	助成件数（累計）	件	増加	R7
②				

	現状値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①	106	増加				
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R6年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R7予算額	R6予算現額	R6決算見込額	R5予算現額	R5決算額	執行率	R4予算現額	R4決算額	執行率
総額	1,000	5,000	190	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	1,000	5,000	190	(実施なし)			(実施なし)		

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
家事支援サービスの利用を支援し、家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整える一助となっている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
核家族化が進み、サポートを受けることができない子育て世帯が増える社会状況を考えると、現在の社会情勢や市民ニーズに適合している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市総合計画第2期基本計画においても、子育て世帯が住みやすい環境づくりを行うことを課題としており、経済的支援の充実に資する本施策は市の基本的な政策方針に合致しているといえる。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整えるためには市の関与が必要であると考える。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
登録事業者それぞれの事務実情に合わせて事業を行っており、登録事業者を増やすことが市民の利便性につながるため補助金の交付は必要である。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
家事支援サービスの利用を支援することにより、家事・育児への負担感を軽減する一助となるため。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていないか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		×	②をもって実績報告とみなす
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方

方向性	判断理由
①現状維持	核家族化が進み、サポートを受けることができない子育て世帯が増える中、家事支援サービスの利用を支援することにより、家事・育児への負担感を減らすことで保護者の心身の安定を図り、安心して子どもを産み・育てることのできる環境を整えることは現在の社会情勢や市民ニーズに適合していると考え